

環境創造局みどりアップ推進課  
公園緑化協議担当で申請等を行う皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緑化の申請等に 係る対応について（お知らせ）

**新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、法条例に基づく緑化関係の申請等について、従前の窓口での対応に加え、当面の間、次のとおり郵送等による受付等を行います。**

### 1 対象期間

令和2年4月10日から当面の間（緊急事態宣言発令期間）

### 2 対象とする申請等

- (1) 開発調整条例に基づく緑化及び完了に係る手続（横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項）
- (2) 公共施設の管理者との同意・協議に係る手続（都市計画法第32条）
- (3) 緑化地域制度に係る手続（都市緑地法第35条及び第36条）
- (4) 緑化協議及び完了に係る手続（緑の環境をつくり育てる条例第9条）
- (5) 地区計画条例に基づく緑化に係る手続（横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第19条及び第20条）
- (6) 地区計画条例に基づく緑地内行為許可申請等に係る手続（横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第16条）
- (7) 特別緑地保全地区内における行為許可申請等に係る手続（都市緑地法第14条）
- (8) 伐採届及び状況報告に係る手続（森林法第10条の8）
- (9) 近郊緑地保全区域内における行為届出に係る手続（首都圏近郊緑地保全法第7条）
- (10) 建築物緑化認定証に係る手続（横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱第4条）

### 3 対応方法

#### (1) 事前連絡

申請等の送付前に、内容の確認を必要としますので、必ず事前に当課の担当までご連絡ください。

#### (2) 申請等の受付

郵送等により当課に到達した申請等の受付をします。

（注意点）

ア 郵送等は、申請等の受理までに日数を要する場合があります。また、当課が受理した日を受付日とします。

イ 申請書等は信書に該当するため、郵便等信書の送付が可能な配達方法（簡易書留等）をご利用ください。

ウ 標準処理期間が定められている申請等については、書類の補正等（修正や差替え）がない状況からの

審査期間となります。修正等がある場合は、当課から電話連絡しますので、必ず担当者の連絡先を記載してください。

※ Eメールによる受付は行いません。

※ 当課から申請者の方へ郵便等により通知書の交付や副本の返却を希望される場合、申請等の送付時に返信用の封筒等を同封してください。詳細は「3 対応方法（3）通知書等の交付」をご参照ください。

### （3）通知書等の交付

希望される場合、当課から申請者の方へ郵便等により通知書等の交付及び副本の返却をします。

（注意点）

ア 申請者の方が返信用の封筒等を用意していただき、事前に当課へ送付してください。郵便等信書の送付が可能で、かつ、到達が確認できる配達方法のものをご準備ください。詳しくは、電話でお問い合わせください。

イ 送付先の住所等を必ず記載してください。

## 4 お問合せ先

横浜市環境創造局 みどりアップ推進課 公園緑化協議担当

### ■住所

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

（注意）

環境創造局みどりアップ推進課は、令和2年5月7日に新市庁舎に移転します。

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階

### ■電話番号

- ・「2 対象とする申請等（1）及び（2）」について：045(671)2647
- ・「2 対象とする申請等（3）～（10）」について：045(671)3946
- ・FAX（共通）：045(224)6627